の区域のうち地方税法第411条の規定により平成29年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第411条の規定により平成29年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１(2)に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

８　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

（Ｂ／Ａ）×2.77＋（Ｃ／Ａ）×0.26

［略］

９　市町村の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

0.9742＋0.0258×［0.5×｛（Ａ＋Ｂ）＋1｝＋0.5×Ｃ］

（Ａ＋Ｂ）＋1が3.000を超えるときは3.000とし、0.000に満たないときは0.000（ただし、算式の符号Ｂの算式の符号ａが96.0以上のときは、（Ａ＋Ｂ）＋1が1.000に満たないときであつても、（Ａ＋Ｂ）＋1は1.000とする。）とする。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が2.000を超えるときは2.000とする。）

［略］

算式の符号

ａ　前々年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の第６表「市町村税の徴収実績」の表側「１　法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数から同表の表側「１　法定普通税」、表頭「収入済額　Ｇのうち標準税率超過収入済額」欄の数を控除した数をいう。）と法定目的税収入済額（同表の表側「１　法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数から同表の表側「１　法定目的税」、表頭「収入済額　Ｇのうち標準税率超過収入済額」欄の数を控除した数をいう。）を合算した額から交付金収入済額（同表の表側「(イ)交付金」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）、市町村たばこ税収入済額（同表の表側「(4)市町村たばこ税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）及び鉱産税収入済額（同表の表側「(5)鉱産税」、表頭「収入済額　合

８　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

（Ｂ／Ａ）×2.75＋（Ｃ／Ａ）×0.26

［同左］

９　市町村の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

0.9728＋0.0272×［0.5×｛（Ａ＋Ｂ）＋1｝＋0.5×Ｃ］

（Ａ＋Ｂ）＋1が3.300を超えるときは3.300とし、0.000に満たないときは0.000（ただし、算式の符号Ｂの算式の符号ａが95.4以上のときは、（Ａ＋Ｂ）＋1が1.000に満たないときであつても、（Ａ＋Ｂ）＋1は1.000とする。）とする。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が2.300を超えるときは2.300とする。）

［同左］

算式の符号

ａ　前々年度の収入済額を法定普通税調定済額（市町村調査票徴収実績の表側「1.法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税調定済額（市町村調査票徴収実績の表側「1.法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額から交付金調定済額（市町村調査票徴収実績の表側「(イ)交納付金」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）、市町村たばこ税調定済額（市町村調査票徴収実績の表側「(4)市町村たばこ税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）、鉱産税調定済額（市町村調査票徴収実績の表側「(5)鉱産税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）、標準税率超過調定額（市町村調査票徴収実績の表側「合計」、表頭「調定済額　標準税率超過調定済額」欄の数をいう。）及び特別土地保有税の徴収猶予額（市町村調査票徴収実績の表側